

マイナンバーカードと被保険者証の一本化の中止を求める意見書

政府は現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードを保険証として利用する方針を発表しました。マイナンバーカードは番号法第17条第1項等で、本人の申請により交付するとされていたために、取得は任意ですが、マイナ保険証に一本化されれば、マイナンバーカードの取得が事実上義務化されることになります。

マイナンバーカードの電子証明書を利用する際に、3度続けてパスワードを間違えるとこの機能が使えません。カードを紛失した場合は再発行してもらわないと保険診療が受けられないなどの問題があります。一番の問題は、このカードは本人確認が厳格なため、市役所等に行って対面で確認しないと交付されないことです。寝たきりの人や認知症の人とかは、カードの取得自体が困難です。その後も5年後の更新がありますから、そのたびに市役所等に行く必要があります。これまでの保険証は郵送されてきましたから手間はかかりませんでした。そもそもマイナンバーカードは、秘密とすべきマイナンバーが記載されていることから、本来それを保険証や運転免許証と持ち歩くことが予定されていないものでした。また、カードに記載された性別は、性同一性障がい者に対して、その取得強制により激しい精神的苦痛を与えるという問題もあります。この様な中で手続きを強制できないということから、マイナンバーカードは、任意取得の原則がとられていました。取得したくないという人に取得を事実上強制することは、個人の尊厳・個人の意思尊重を保障する憲法第13条にも違反すると言わざるを得ません。こうした課題が残る中、マイナンバーカードは任意であるという原則に則り活用すべきであり、マイナンバーカードと被保険者証の一本化を稚拙に進めるべきではありません。国民皆保険制度の中で、マイナンバーカードと被保険者証の一本化は速やかな中止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1 プライバシー保護の観点からマイナンバーカードと被保険者証の一本化を中止することを求めます。

以上

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月2日
東村山市議会議長 土方 桂

衆議院・参議院議長
内閣総理大臣
内閣府特命担当大臣総務大臣